

山口市監査委員 宮川英之
同 石高雅美
同 宮崎高行

令和5年度定期監査（後期）の結果について
地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和5年10月2日から 令和5年10月31日まで	健康福祉部 高齢福祉課、介護保険課 こども未来部 保育幼稚園課 幼稚園：小鯖、宮野
令和5年11月1日から 令和5年11月30日まで	総務部 総務課、防災危機管理課 阿東総合支所 総合サービス課、土木課
令和5年12月1日から 令和5年12月28日まで	地域生活部 生活安全課 地域交流センター：小鯖、大内 農林水産部 農業振興課、農林整備課
令和6年1月4日から 令和6年1月31日まで	教育委員会事務局 教育総務課、教育施設管理課、文化財保護課 中央図書館 小学校：大歳、興進、さくら、徳佐 中学校：阿東東 学校給食センター：秋穂 学校給食共同調理場：興進、さくら、阿東東
令和6年2月1日から 令和6年2月29日まで	商工振興部 ふるさと産業振興課 徳地総合支所 農林課、土木課

2 監査の対象期間

令和4年度

3 監査の方法

令和5年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が条例等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日、施行日の記載漏れや訂正方法の誤り等の軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。

については、以下の件に関しては、特に重要と考えるため早急に改善されるよう強く要望する。

- ・ 支払手続、調定事務及び現金の管理における条例等と異なる取扱い
- ・ 切手受払簿の記載誤りや取扱者印の押印漏れ
- ・ 公文書の作成日付にかかる時系列の不整合
- ・ 決裁文書の決裁日・施行日の記載漏れ
- ・ 契約事務における相手方からの提出書類の不備や契約と異なる事務取扱い

また、財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するため、デジタル技術の活用を含めた多角的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、組織全体として改善策を講じられるよう、政策管理室を中心に部局内でさらなる共通理解を図られたい。